

各施設の使用料金改定一覧

単位:円

施設名称	区分	料金区分		現行料金	料金区分			新料金	備考	所管	
山田武道館	柔道場	団体	施設使用料	1時間当たり	255	専用利用	1時間当たり	610			
			照明使用料					255			小・中学生
		個人(1人につき)	施設使用料		50	個人	使用料	回数券12回分			
			照明使用料		50			3時間当たり			150
	剣道場	団体	施設使用料		255	大人(高校生以上)	使用料	回数券12回分			1,570
			照明使用料		255						
		個人(1人につき)	施設使用料		50						
			照明使用料		50						
稲築武道館	武道館	専用利用	全面		午前9時から正午	730	/		料金設定及び料金を統一		
					午後1時から午後5時まで	1,050					
					午後6時から午後10時まで	1,360					
					午前9時から午後5時まで	1,780					
					午前9時から午後10時まで	2,620					
					午前9時から正午	420					
					午後1時から午後5時まで	520					
					午後6時から午後10時まで	730					
		一般利用	小中学生	1人1回につき	50						
				回数券12回分	520						
			高校生	1人1回につき	100						
				回数券12回分	1,050						
		大人(高校生以上)	1人1回につき	150							
			回数券12回分	1,570							
全館を利用する場合は、全面使用料の倍額とする											
一般利用の回数は、それぞれの時間区分を1回とする。											
碓井青少年センター	武道館	1時間当たり		210							
山田野球場	野球場	使用料	30分当たり	150	使用料	1時間当たり	370				
		照明使用料		2,000	照明使用料	30分当たり	2,520				
稲築野球場	野球場	使用料	1時間当たり	210	使用料	1時間当たり	370				
			30分以内	100		30分以内					
		照明料	30分当たり	2,100	照明料	30分当たり	2,520				
		利用時間については、1時間単位とする。ただし、最後の1時間については、利用時間が30分以内の場合は、30分以内使用料を加算する。									
山野運動公園内野球場	野球場	使用料	1時間当たり	210	使用料	1時間当たり	370				
			30分以内	100		30分以内					
利用時間については、1時間単位とする。ただし、最後の1時間については、利用時間が30分以内の場合は、30分以内使用料を加算する。											
碓井野球場	野球場	1時間当たり		310	1時間当たり		370				
嘉穂野球場	野球場	専用使用料 利用時間は、2時間を限度とする。	1時間当たり	210	1時間当たり		370				
山田友愛グラウンド	グラウンド	使用料		無料	専用利用	1時間当たり	50				
					営利目的	1時間当たり	1,050				
					一般利用		無料				
稲築町制40周年記念運動広場	グラウンド	使用料		無料							
稲築多目的運動広場	グラウンド	使用料		無料							
稲築運動場	グラウンド	使用料		無料							
鴨生公園内運動場	グラウンド	使用料		無料							
碓井グラウンド	グラウンド	使用料	1時間当たり	210							
		小学校児童及び		1人1回につき	50	小・中学生	3時間当たり	50			

生涯学習課スポーツ振興係

料金設定及び料金を統一

料金を統一

施設	利用種別	利用料		利用料	利用種別	利用料		利用料	備考						
		回数券12回分	1人1回につき			回数券12回分	3時間当たり			回数券12回分					
稲築スポーツプラザ	一般利用	中学生生徒	回数券12回分	520	個人	回数券12回分	520								
		高等学校生徒	1人1回につき	100		大人(高校生以上)	3時間当たり			150					
		その他の者	回数券12回分	1,050		回数券12回分	1,570								
			1人1回につき	150											
		回数は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として計算する。													
		稲築スポーツプラザ	専用利用	(1) アマチュアスポーツに利用する場合		午前9時から正午	1,570			1入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	(1) アマチュアスポーツに利用する場合	全面	1時間当たり	770	料金設定を統一
						午後1時から午後5時まで	2,100					1/2面		510	
						午後6時から午後10時まで	2,620					全面		2,040	
						午前9時から午後10時まで	5,250					1/2面		1,020	
						午前9時から午後5時まで	3,670					全面		2,550	
午前9時から正午	3,150				1/2面	1,270									
(2) アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合	午後1時から午後5時まで				4,720	全面	5,100								
	午後6時から午後10時まで				6,300	1/2面	2,550								
	午前9時から午後10時まで				12,600										
	午前9時から午後5時まで				6,820										
	午前9時から正午				9,450										
	午後1時から午後5時まで				14,700										
午後6時から午後10時まで	18,900														
午前9時から午後5時まで	23,100														
(3) その他の催物	午前9時から正午			4,200											
	午後1時から午後5時まで			6,300											
	午後6時から午後10時まで			8,400											
	午前9時から午後10時まで			16,800											
	午前9時から午後5時まで			9,450											
	午前9時から正午			8,400											
(2) アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合	午後1時から午後5時まで			12,600											
	午後6時から午後10時まで			16,800											
	午前9時から午後10時まで			33,600											
	午前9時から午後5時まで			18,900											
	午前9時から正午	18,900													
	午後1時から午後5時まで	28,350													
	午後6時から午後10時まで	37,800													
	午前9時から午後10時まで	75,600													
	午前9時から午後5時まで	45,150													
	1 土曜日、休日に利用する場合は、使用料の100分の20を加算する。														
	2 上記区分の2の(3)により利用する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算する。														
	稲築スポーツプラザ	部分利用	ステージ	専用利用の場合の各区分料金に100分の30を乗じて得た金額				170	ステージ	1	170				
体育室			専用利用の場合の各区分料金に100分の50を乗じて得た金額	170	バドミントンコート専用利用		170								
稲築スポーツプラザ	会議室	大会議室	午前9時から正午	520	稲築体育館会議室		210								
			午後1時から午後5時まで	730	稲築スポーツプラザ会議室		100								
			午後6時から午後10時まで	840	(注)										
			午前9時から午後5時まで	1,260	1 照明使用料は使用料に含むものとする。										
			午前9時から午後10時まで	2,100	2 備品使用料は、嘉穂総合体育館附属備品使用料の表に定めるところによる。										
稲築スポーツプラザ	会議室	中会議室	午前9時から正午	310											
			午後1時から午後5時まで	520											
			午後6時から午後10時まで	630											
			午前9時から午後5時まで	840											
			午前9時から午後10時まで	1,470											
		小会議室	午前9時から正午	100											
			午後1時から午後5時まで	100											
			午後6時から午後10時まで	210											
			午前9時から午後5時まで	210											
			午前9時から午後10時まで	420											
(注)10円未満の端数は、切り捨てるものとする。															
稲築スポーツプラザ	レクリエーション及びアマチュアスポーツ	全面	630	レクリエーション及びアマチュアスポーツ	全面	750									

生涯学習課スポーツ振興係

第1アリーナ

専用利用	アリーナ	入場料の他にこれに類する料金を徴収しない場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1/2面	310
		入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	全面	1,260
			レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1/2面	630
		照明料	全灯点灯の場合	全面	1,260
				1/2面	630
			1/2点灯の場合	全面	2,520
	1/2面	1,260			
	冷暖房料				3,150
	電動ステージ				1,050
	1 使用料は、1時間を超えた場合は1時間料金に、30分未満は半額、30分以上は1時間の料金を加えた額とする。 2 バドミントンコート専用利用は1時間当たり80円とし、照明料は全灯130円、1/2点灯は70円とする。				
	個人利用	大人 (高校生以上)	基本料金	3時間以内	100
			回数券	12回分	1,050
冷暖房料		1時間当たり	3,150		

専用利用	アリーナ	入場料の他にこれに類する料金を徴収しない場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1/2面	370
		入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	全面	1,500
			レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1/2面	740
		照明料	全灯点灯の場合	全面	1,870
				1/2面	920
			1/2点灯の場合	全面	3,740
	1/2面	1,840			
	冷暖房使用料				3,780
	電動ステージ				1,250
	放送機器	1式	1回	370	
	バドミントンコート専用利用は1時間当たり90円とし、照明料は全灯150円、1/2点灯は80円とする。				
	個人利用	大人 (高校生以上)	基本料金	3時間以内	150
回数券			12回分	1,570	
冷暖房使用料		1時間当たり	3,780		

第2アリーナ

専用利用	入場料の他にこれに類する料金を徴収しない場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	520	
		レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,050		
	入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1,050		
		レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	2,100		
	冷暖房料				520
	1 使用料は、1時間を超えた場合は1時間料金に、30分未満は半額、30分以上は1時間の料金を加えた額とする。				

専用利用	入場料の他にこれに類する料金を徴収しない場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	620	
		レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,260		
	入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1,550		
		レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合	3,100		
	冷暖房使用料				780
	1 使用料は、1時間を超えた場合は1時間料金に、30分未満は半額、30分以上は1時間の料金を加えた額とする。				

研修室

研修室	研修室(1)	使用料	1時間当たり	100
		冷暖房料	100	
	研修室(2)	使用料	100	
		冷暖房料	100	

研修室	研修室(1)	使用料	1時間当たり	210
		冷暖房料	210	
	研修室(2)	使用料	210	
		冷暖房料	210	

トレーニングルーム

大人 (高校生以上)	基本料金	1時間以内	100
	回数券	12回分	1,050

大人 (高校生以上)	基本料金	1時間以内	150
	回数券	12回分	1,570

コインロッカー	1回	50
コインシャワー	1回	100

コインロッカー	1回	50
コインシャワー	1回	100

備品

Fバドミントン(ラケット2、シャトル2)	1式	1回	50
ダーツ	1式		100
放送機器	1式		310

ニューススポーツ用品※Fバドミントン・ダーツを含む。	1種目1式	1回	120	
(1)アマチュアスポーツ	ゲートボールコート		1面	210

稲築屋内球技場	屋内球技場	一般利用	コート	高校生	1人1回	50	1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	に利用する場合	テニスコート	1面	1時間当り	310	料金設定及び料金を統一 照明使用料は使用料に含む
				その他の者(幼児を除く)		100		(2)アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合	全面			1,460	
			照明施設			100							
			回数：午前8時から正午、午後1時から午後5時、午後6時から午後9時30分までをそれぞれ1回として計算する。										
		専用利用	1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	(1)アマチュアスポーツに利用する場合	30分当たり	210	2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	(1)アマチュアスポーツに利用する場合	ゲートボールコート	1面	520		
				(2)アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合		520		(2)アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合	テニスコート		770		
				(3)その他の催し物		1,050			全面		3,650		
			2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	(1)アマチュアスポーツに利用する場合	520	3 10円未満の端数は、切り捨てるものとする。	1,570						
				(2)アマチュアスポーツ以外の催物で営利宣伝を目的としない場合	2,620								
				(3)その他の催し物	210								
照明施設		210											
1 土曜日、休日に利用する場合は、使用料に20/100を乗じて得た額を加算する。													
2 テニスコート1面及びゲートボールコート1面を利用する場合は、50/100を乗じて得た額とする。													
3 10円未満の端数は、切り捨てるものとする。													
碓井屋内ゲートボール場	屋内球技場	ゲートボールコート	1面当たり	1時間当たり	210								
		テニスコート			310								
山野運動公園内テニスコート	テニス場	専用使用料 1面当たり	使用料	1時間当たり	210	施設使用料	専用利用	1面当たり	1時間	210			
				30分以内	100	照明使用料					210		
				1時間当たり	210								
				30分以内	100								
利用時間については、1時間単位とする。ただし、最後の1時間については、利用時間が30分以内の場合は、30分以内使用料を加算する。													
嘉穂テニスコート	テニス場	使用料	個人使用料	1時間当たり	100	施設使用料	専用利用	1面当たり	1時間	210			
			個人照明料		210	照明使用料					210		
			1 利用時間は、2時間とする。 2 使用料、照明料とも1時間を超えた場合は1時間料金に、30分未満は半額、30分以上は1時間料金を加えた額とする。 3 夜間照明は、点灯からとする。										
稲築プール	プール	使用料			無料								
嘉穂プール	プール	個人	幼児	基本料金	2時間	50	個人	幼児	使用料	2時間当たり	60	料金設定及び料金を統一	
				超過料金	30分ごと	20			超過料金	30分ごと	20		
			小・中学校児童生徒	基本料金	2時間	100		小・中学生	使用料	2時間当たり	120		
				超過料金	30分ごと	40			超過料金	30分ごと	40		
			一般(高校生以上)	基本料金	2時間	210		大人(高校生以上)	使用料	2時間当たり	250		
				超過料金	30分ごと	80			超過料金	30分ごと	90		
		団体	幼児	50人以上の場合、個人使用料によって算定された額に70/100を乗じた額				団体	50人以上の場合、個人使用料によって算定された額に70/100を乗じた額				
			小・中学校児童生徒	30人以上の場合、個人使用料によって算定された額に80/100を乗じた額					30人以上の場合、個人使用料によって算定された額に80/100を乗じた額				
			一般(高校生以上)										
		1 利用時間は、2時間とする。 2 2時間を超えた場合、30分目を超過料金を計算する。 3 団体の場合は、30人以上とする。											
使用料及び超過料金については、稲築プール及び嘉穂プールに適用する。													
専用枠	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	レクレーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1,050	専用枠	レクレーション及びアマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,260							
		レクレーション及びアマチュアスポーツ以外に利用するとき	2,100			2,520							

嘉穂陸上競技場	陸上競技場	専用利用	費用料	入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクレーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	2,100	専用利用	費用料	入場料の他にこれに類する料金を徴収する場合	レクレーション及びアマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	3,150			
				レクレーション及びアマチュアスポーツ以外に利用するとき	レクレーション及びアマチュアスポーツ以外に利用するとき		6,300									
			照明使用料	全灯点灯の場合		1,890	全灯点灯の場合		2,260							
				1/2点灯の場合		1,260	1/2点灯の場合		1,510							
				1/3点灯の場合		630	1/3点灯の場合		750							
			専用使用料 照明使用料	放送室	1回当たり	100	放送室	1回当たり	120							
				役員室		100	役員室		120							
				水濠		1,050	水濠		1,260							
			使用料は、1時間を超えた場合は1時間料金に、30分未満は半額、30分以上は1時間の料金を加えた額とする。													
			個人利用	大人 (高校生以上)	基本料金	3時間以内	100	基本料金	3時間以内	150						
	回数券	12回分			1,050	回数券	12回分	1,570								
	照明料使用料		1時間当たり		100	照明料使用料		1時間当たり	120							
	備品	陸上競技器具	ハードル	10台	1回当たり	100	ハードル	10台	1回当たり	120						
			3000m障害	1組		210	3000m障害	1組		250						
			走高跳用具	1式		210	走高跳用具	1式		250						
			棒高跳用具	1式		210	棒高跳用具	1式		250						
			鋼鉄製巻尺	1個		100	鋼鉄製巻尺	1個		120						
			ハンドマイク	1個		100	ハンドマイク	1個		120						
			テント	1張		310	テント	1張		370						
			周回表示器	1個		100	周回表示器	1個		120						
Fタイマー			1式	520		Fタイマー	1式	620								
RN表示機			1式	520		RN表示機	1式	620								
ST拡声装置			1個	210		ST拡声装置	1個	250								
デジタル・風速計			1台	310		デジタル・風速計	1台	370								
走幅・三段用計測器			1台	100		走幅・三段用計測器	1台	120								
合計金額が4,000円を超える場合は、4,200円とする。								合計金額が5,250円を超える場合は、5,250円とする。								
その他の器具			サッカーゴール	1ゴール		1回当たり	210	サッカーゴール		1ゴール	1回当たり	250				
	ラグビーゴール	1ゴール	210	ラグビーゴール	1ゴール		250									
	グラウンドゴルフ(8ホールセット)	1式	100													
	Tバードゴルフ(9ホールセット)	1式	100													
	ベタンク(12個、2ピュット)	1式	50													
	放送機器	1式	310	放送機器	1式		370									
	写真判定装置	1式	10,500	写真判定装置	1式		12,600									
山田弓道場	弓道場	使用料		無料	専用利用		1時間当たり	210								
					個人		3時間当たり	50								
備者 全施設共通事項 1 超過料金は、30分未満は1時間の使用料の半額、30分以上は1時間の使用料とする。 2 10円未満の端数は、切り捨てるものとする。																

生涯学習課スポーツ振興係

【問合せ先】
生涯学習課 スポーツ振興係(嘉穂総合運動公園)・・・TEL0948-57-4850